

別表 1 保守点検業務作業基準表

施設区分	対象	数量	保守点検事項	区分	
				毎月	随時
消防設備	消火栓	3	外観点検	○	
			放水点検		1回/1年
	消火器		外観点検、表示点検	○	
			圧力点検、確認ほか		1回/1年
その他施設	上記以外の施設等		外観点検、性能点検		○

別表 2 清掃業務作業基準表

清掃区分	作業内容	区分	
		毎日	随時
屋外清掃	園地園路のゴミ、糞等の収集、四阿、屋外ベンチなどの拭き掃除など公園利用者が快適に利用できるよう適切に行う。	○	
落葉期における落葉清掃	園内の落葉清掃については指定場所に集積し処分する。		○
管理棟内清掃	床面清掃、防塵、汚損部分の除去など適切に行う。	○	
トイレ清掃	園内トイレの便器、洗面台の洗浄、汚物の処理、床面清掃、トイレトペーパーの補充など公園利用者が快適に利用できるよう適切に行う。	○	
ごみ搬送	園内のゴミの収集をして、5種類に分別し指定の容器に収納し処分する。		○

定期清掃業務（管理棟）

区分	作業内容	区分
床面清掃	コンクリート、タイル部分は箒などで掃き掃除後、モップ等で拭く。	1回/1年
窓ガラス清掃	煤払いをした後、窓ガラスの両面を洗剤を使用し、清掃すること。	1回/1年
害虫駆除	管理棟における衛生的環境を保持するため、昆虫等の駆除をする。	随時
	薬品を使用する場合には、周囲の環境が汚染されないように配慮すること。	随時

別表 3 遊具安全点検業務作業基準表

設置場所	遊具名	数量
わんぱく広場	複合遊具	1
	スプリング遊具	3
	滑り台	2
	汽車型遊具	1

点検内容

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に沿い、安全管理に努めること。

日常点検（毎日）

目視、触検による点検、遊具周辺部の点検清掃等

定期点検（月 1 回）

破損部の有無確認

ねじ緩み有無確認

塗装状態確認

周辺土壌の確認

なお、年に 1 回専門業者による点検を行うこと。

別表 4 駐車場管理業務作業基準表

対象	人数	管理事項	区分	
			毎日	随時
駐車場 整 理	1 名	午前 8 時30分から午後 5 時00分の 7 時間30分	○	
管 理 業 務		1 駐車場の貸付業務	○	
		2 公園利用者の車両の誘導	○	
		3 公園利用者以外の車両の駐車防止及び大型トラック等の侵入防止	○	
		4 駐車場内の警備及び清掃	○	
		5 長野県民文化会館でのイベントの際の駐車場貸し出し業務補助 (平日の午前8時30分から午後5時での間)		○

別表 5 植栽管理業務作業基準表

樹木管理

作業名称	対象物	数量	単位	回数	備考
刈り込み	低木	2,750	m ²	1回/1年	
施肥	低木	2,750	m ²	1回/1年	必要に応じて行う
	高木	46	本		
病虫害防除	低木	2,750	m ²	2回/1年	必要に応じて行う
	高木	46	本		
人力除草	低木	2,750	m ²	4回/1年	
	高木	46	本		

芝生管理

作業名称	対象物	数量	単位	回数	備考
芝生刈り	芝生（芝生広場） （大芝生広場） （駐車場）	13,400	m ²	5回/1年	必要に応じて行う
施肥				1回/1年	
病虫害防除				1回/1年	
目土掛け				1回/2年	
エアレーション				1回/2年	
人力除草				4回/1年	
灌水				随 時	
芝補植	芝生	300	m ²	1回/1年	必要に応じて行う

高木の種類内訳 プラタナス 2本

松 32本（胸高直径10 c mから20 c m）

松 12本（胸高直径20 c mから30 c m）

樹木管理

- 低木類の内部、及びその周辺50 c mの範囲は人力による除草を実施すること。
- 除草により生じた草等は場外搬出処分すること。
- 除草は年4回以上実施し、その時期については事前に協議すること。
- 高木剪定は南駐車場のプラタナス、園内の松を対象とし、時期及び方法等は協議すること。
特にプラタナスは早く剪定しすぎないように注意する（落葉後）
- 低木剪定は園内の次の樹種を対象とし、時期及び方法等は協議すること。
ムクゲ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、コデマリ、シモツケソウ、ニシキギ、アベリヤ、
オオデマリ、ピラカンサ、ヤマブキ、シャリンバイ、ツツジ類、 レンギョウ
- 消毒は低木を対象とし、年2回実施すること。時期及び方法等は協議すること。

芝生管理

- 原則として機械刈り込みとし、機械の入らないところは、人力刈り込みとすること。
- 刈り込みによって生じた草等は場外搬出すること。
- 刈り込みは年5回実施し、その時期については事前に協議すること。
- 施肥は年1回実施すること。タテヤマユーキ（120グラム/m²）同等品以上を使用し、その時期については協議すること。